

取引先に対する支援

中国武漢で発生した新型コロナウイルスの感染拡大により事業の再開が懸念されますが、海外子会社の従業員に対する支援を検討することがあります。

交際費や国外関連子会社に対する支援(寄附金)は原則として法人税法上は、損金算入(経費)処理できません。

一方、従業員等に対して福利厚生为目的で支給する金品等は、損金算入することができます。

税務上の交際費、福利厚生費、寄附金の概念は社会通念と異なる点もありますので、再確認してみましょう。

交際費等とは

交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいい、主として次に掲げるような性質を有するものは交際費等には含まれません。

- ① 寄附金
- ② 値引き及び割戻し
- ③ 広告宣伝費
- ④ 福利厚生費
- ⑤ 給与等

損金不算入額(資本金1億円以下である法人の場合)

定額控除限度額(年800万円)又は飲食交際費の50%相当額を超える金額

寄附金とは

寄附金とは、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をいいます。一般的に寄附金、拠出金、見舞金などと呼ばれるものは寄附金に含まれます。ただし、これらの名義の支出であっても交際費等、広告宣伝費、福利厚生費などとされるものは寄附金から除かれます。

損金不算入額

日本国内における支出先、法人の資本金額や所得金額により損金算入限度額を計算しますが、国外関連者に対する寄附金については全額が損金不算入となります。

福利厚生費とは

法人税法上の定義はありませんが、専ら従業員の慰安のために行われる運動会演芸会、旅行などのために通常要する費用については交際費等から除かれ、福利厚生費などとされます。また、社内の行事に際して支出される金額などで、次のようなものは福利厚生費となります。

- (1) 創立記念日、国民の祝日、新社屋の落成式などに際し、従業員におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用
- (2) 従業員等(従業員等であった者を含みます。)又はその親族等のお祝いやご不幸などに際して、一定の基準に従って支給される金品に要する費用(例えば、結婚祝、出産祝、香典、病氣見舞いなどがこれに当たります。)

例外的取り扱い

取引先に対する災害見舞金等については、法人が被災前の取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間(災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間)内にその災害を受けた取引先に対して行った災害見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務の提供のために要した費用については、交際費等から除かれています。

今後の対応

海外子会社の従業員に配布するためマスク等を購入し送ることは、交際費ではなく損金算入が認められると思われます。一方、マスクの欠品や物量の増加、交通規制の影響もあり現地の郵便事情も混乱しており配達中止や遅延の状況も生じているようですので、最新の情報収集と冷静な対応が求められます。

検討事項

- ① 従業員やその家族の安全確保(マスクや消毒液の支給)
- ② 在庫商品の確認(輸出商品は国外で保管する)
- ③ 取引先の事業再開時期の確認
- ④ 物流及び交通機関の運行状況の確認(出張の制限)
- ⑤ 会社内で保菌者が発生した場合の検討(体温チェック実施)
- ⑥ 事務所、工場、幹部等の住居が閉鎖されたときの場所の確保